



桶田塾 授業運営に関する規定（個別生）

I 欠席・振替についての規定

1、**当日欠席**については、※下記の理由を除き、振替を行いません。**無断欠席**についてはいかなる理由であっても振替の対象にはなりません。

※インフルエンザなどの感染症、忌引き

2、年間の振替回数は、**1年間（4月を始まり）を通じて6回**を上限とし、**1ヶ月に行える振替は1回**を上限といたします。ただし、**学校行事に限り、通塾曜日に月2回以上生じる場合は2回までを上限とします。**それを越えた場合の欠席は振替の対象にはなりません。

※通塾曜日については上記の振替回数にご注意ください。特に土曜日に通塾をご希望されるご家庭は、学校の土曜授業の有無やその回数、また、家族の予定等をよく検討された上でご希望をお願いいたします。

※上記の振替回数は、**振替をしてもいい回数ではありません。**振替回数がまだ上限に達していないからという理由で、特に理由なくお休みすることは避けてくださいますようお願いいたします。円滑、公平な授業運営にご協力をお願いいたします。

※**高校受験をする小学生で算国の個別セットを受講する生徒は、振替制度はありません。**

3、欠席の連絡は、**欠席日の前日16時**までをお願いいたします。それ以降のご連絡は当日欠席扱いとし振替の対象にはいたしません。欠席連絡は、**小学生、中学生は、保護者様より直接、メール、または、お電話で（連絡忘れ、記録漏れを防ぐため、なるべくメールでのご連絡をお願いいたします。）**ご連絡をお願いいたします。生徒本人から直接連絡をもらった場合は、保護者様に確認をさせていただく場合がございます。高校生（一部の中学生）はスケジュールを保護者が把握していない場合も多いため、直接本人と相談することは可能です。ただし、節度ある状況が保てない場合は保護者様との連絡をさせていただきます。メール、ファックスについては、送信日時が欠席前日の16時までになりますようご連絡をお願いいたします。

4、**振替は欠席した日より1ヶ月以内**で行うことを原則といたします。こちらで振替可能日時をいくつかお知らせいたします。その中で振替日を検討してください。振替日を生徒が直接指定することはできませんが、来られる日時等は考慮いたしますので、来塾可能日時を、欠席の連絡とともにお知らせ願います。

5、生徒がこちらの指定した振替が困難な場合、さらに1ヶ月以内での延長をいたします。それでも振替が困難な場合は振替の権利が消滅します。

6、決定した振替日の都合が悪くなった場合の振替は（振替の振替）は行いません。

- 7、長期休み（夏期日程、冬期日程など）の日程内の欠席振替について、一度決まった日程を変更することは原則できません。ただし、こちらに振替できる枠があり、そこでの振替が可能な場合は変更することが可能です。また、当日欠席、無断欠席については、通常授業と同じ扱い（I-1）となります。

II 通塾期間中における通塾曜日の変更について

- 1、通塾曜日の変更は、月初めを原則とし、変更希望月の前月15日までにご連絡ください。（2月から変更を希望する場合は、1月15日までにご連絡をいただく）

※ただし、すぐに変更可能な場合は対応いたします。

- 2、希望する曜日時間での調整が困難な場合は、3か月以内で希望曜日での変更が可能になるまで、お待ちいただきます。3ヶ月を越えて変更が困難な場合は、一旦退塾していただき、納めていた授業料がある場合は返還いたします。

III 授業日程・面談・休講・休塾についての規定

- 1、授業日程について

年間通じて48回（月4回×12か月分）の授業を行います。その授業スケジュールは毎年配布される年間日程にしたがいます。年間日程を必ず確認していただき、通塾曜日の有無を把握してください。塾のスケジュール上、月によっては、月3回の月や、月5回の月がありますが、年間を通じて48回の授業を必ず受講していただくようにスケジュールを決めております。

- 2、面談について

年間を通じて3回、学期ごとに1回、面談の機会を設け、お子様の指導内容や授業でのご様子、学習のご相談などをいたします。ただし、緊急のご相談など、ご希望であればいつでもご希望が可能です。（学年によってはお子様を交えた3者面談も行います）

年度末（2月～3月）に行われる面談については学年の節目として、全塾生のご家庭との面談を行います。

- 2、休講について

塾の都合、担当者の都合、体調不良、事故などにより休講が生じる場合、他の担当者で授業が行える場合はその者が担当し、代替の利かない場合は、休講といたします。その場合、迅速に連絡を行いますが、ご不在で連絡がつかない場合は、留守電、メール等で必ず連絡を残すようにいたします。

万が一その確認が行き届かず、生徒が来塾してしまった場合、他の職員がいる場合は、その旨を伝え、帰宅していただきます。

もし、他の職員もおらず、教室が閉まっていた場合、上記の理由で休講が生じたと考えていただき、ご帰宅ください。（そのようなことがあった場合に、ご家庭でどのように連絡、対応をとるかを予め決めておいてください）

3、休塾について

通塾曜日の変更をお待ちいただく場合のお休みを除き、休塾措置（つまり、戻ってくるまでコマを確保しておく）はとりません。一度、退塾をお願いいたします。ただし、入院や短期留学等による一時的な休塾の場合は、1ヶ月を限度とし費用のかからない形で休塾を可能とします。

IV 退塾についての規定

1、退塾について（生徒側から）

退塾は、**月末**での退塾をお願いいたします。また、退塾の御連絡は、退塾を希望される月の**20日まで**にご連絡をお願いいたします。（2月末で退塾を希望する場合は2月20日までにご連絡をいただく）それを過ぎた場合は、次月末での退塾となり、次月の授業費がかかります。

2、退塾勧告の規定

- ①、連続で5回以上欠席した場合、退塾をお願いすることになります。
 - ②、無断欠席（こちらから連絡した場合も含まれます）が累積で5回以上生じた場合、退塾をお願いすることになります。
 - ③、費用の納入期限を守っていただかず、未納のまま10日間が過ぎ、こちらから連絡して納入いただいた場合が累積で5回以上生じた場合、退塾をお願いすることになります。（5回目でのご連絡の後、費用を納入していただいた月を持って退塾となります。）
 - ④、ご家庭との電話、または、メールなどによる相互の連絡が円滑に行われない場合、退塾をお願いすることになります。
 - ⑤、塾内での生徒の言動が、学習環境を悪化させ、塾内の秩序が保たれない場合、退塾をお願いすることになります。
 - ⑥、生徒の学習意欲が著しく低い、取り組み姿勢態度が悪い、集中が続かない、など学習を進めていく上で、困難な事由が生じる場合、退塾をお願いすることになります。
- ※④、⑤、⑥については、ご家庭とのご相談を行った上で、改善が見られない場合の最終的な措置となります。

V 授業費・入塾金・ご紹介割引などについての規定

1、費用については、別紙の「各部門の費用」に準じます。

2、入塾金の割引について（被紹介者様に対して）

桶田塾. に、現在、桶田塾. に通塾している生徒やそのご家庭から紹介をされて入塾する場合、被紹介者様の入塾金を割引します。ご紹介での入塾の場合、10,300円（税込）となります。（本来の入塾金16,200円（税込））

適用条件

- ① 紹介者様は現在、桶田塾. に通っている生徒に限ります。
- ② 紹介者様1名（1家庭）に対し被紹介者様1名以上での割引適用とし、被紹介者様の数は、紹介者様の数を下回らないこととします。
したがって、紹介者様2名（またはそれ以上）に対し被紹介者様1名での割引は適用しませんが、ご紹介者様2名に対し被紹介者様2名については、各ご紹介者様1名ずつの紹介割引を適用することになります。
- ③ 紹介者様には必ず確認のご連絡をいたします。

3、ご紹介割引について（紹介者様に対して）

桶田塾. をご紹介いただき、その生徒が**入塾した**場合、紹介者様の授業費を割引いたします。

割引詳細、適用条件など

- ① 被紹介者様の授業費のひと月分の費用より20%割引いたします。
 - ② 紹介者様1名（1家庭）に対し被紹介者様1名以上での割引適用とし、被紹介者様の数は、紹介者様の数を下回らないこととします。
したがって、紹介者様2名（またはそれ以上）に対し被紹介者様1名での割引は適用しませんが、ご紹介者様2名に対し被紹介者様2名については、各ご紹介者様1名ずつの紹介割引を適用することになります。
 - ③ 被紹介者様が同時に複数あった場合は、ご紹介いただいたご家庭数×20%で割引します。ただし、100%割引（つまり一度に5件分）を上限といたします。
 - ④ 年間に複数の方をご紹介いただいた場合は、ご紹介いただいたご家庭数の合計割引率の累積が200%を（年間に10件分）上限といたします。
 - ⑤ 年間諸経費・講習費・教材費については割引の対象にはなりません。
- ※ ご紹介割引については、お子様がすでに通塾されていて、そのご兄弟、姉妹があとから入塾される場合にも適用されます。

VI 授業運営規定の改定

本規定については毎年、塾の状況に合わせ年度ごとに改定を加えます。毎年新しい規定をお渡しいたします。